

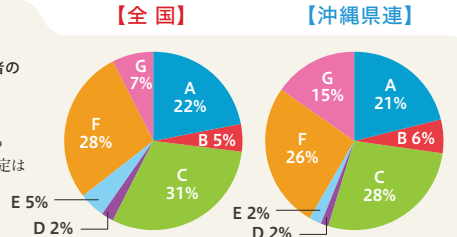
アンケート期間：2024年3月6日～5月15日

【全国】回答総数：4,339件 【沖縄県連】回答総数：375件

Q.4 事業承継／後継者の決定状況

あなたの会社を事業承継するに当たって、現時点での後継者の決定状況等について、お聞かせください。

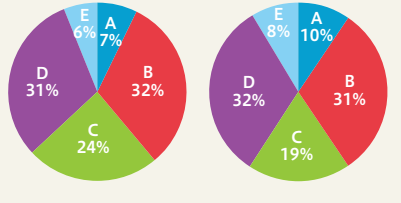
- A 子や子以外の親族に事業承継する(後継者本人も承諾している)
- B 親族外に事業承継する(後継者本人も承諾している)
- C 後継者は決まっていない(後継者候補に意思を確認していないを含む)
- D 事業を売却する
- E 事業承継はせず廃業する
- F 当面、事業承継を行う予定はない
- G その他



Q.5 事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

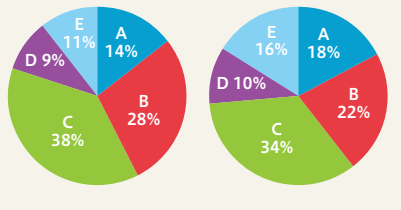
- A これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- B 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
- C 納税猶予制度の特例措置の更なる拡充・延長を求める
- D 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- E その他



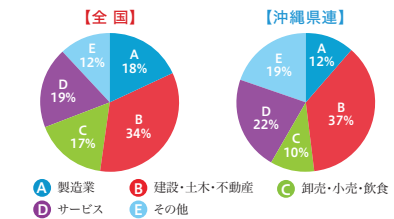
Q.6 税と社会保障

パート等が就業調整を行う要因の一つとして、社会保険や税制上の扶養に影響する「年収の壁」があるとされています。さらに、最低賃金の引き上げにより、扶養の範囲内で働くには就業可能時間が今までより少なくなってしまうことから、人手不足で悩む中小企業にとっては深刻な問題となっています。あなたの会社においてパート等の就業調整による影響について、お聞かせください。

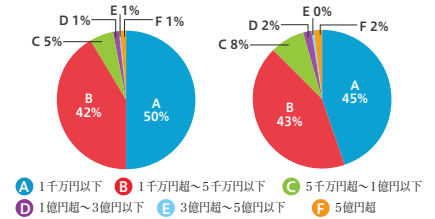
- A 就業調整によって人員が確保できず困っている
- B 就業調整による影響はあるが、何とか対応している
- C 就業調整による影響はほとんどない
- D わからない
- E その他



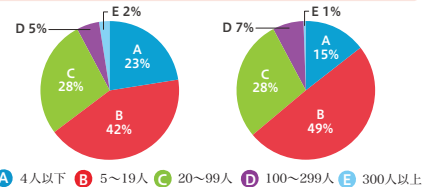
1. 主たる業種について



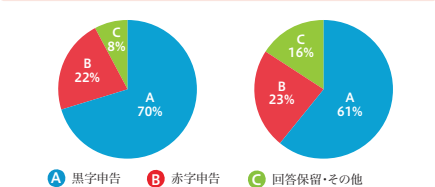
2. 資本金について



3. 従業員数について



4. 前事業年度の申告状況について



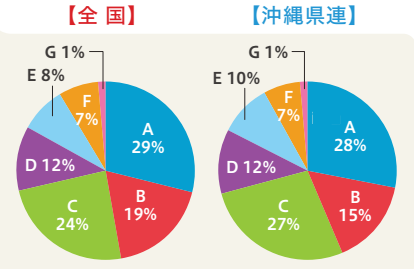
A 4人以下 B 5～19人 C 20～99人 D 100～299人 E 300人以上

A 黒字申告 B 赤字申告 C 回答保留・その他

Q.1 中小企業向け税制

令和7年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制(法人税関係)で特に重視すべき点について、以下より3つ以内で選んで下さい。

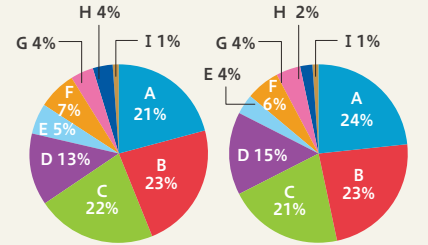
- A 法人税の軽減税率の特例(15%)の本則化等
- B 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
- C 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- D 役員給与の損金算入の拡充
- E 交際費課税の損金算入枠の拡大
- F 欠損金の繰戻還付制度の拡充
- G その他



Q.2 消費税／インボイス制度①

課税事業者の方(現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む)にお聞きします。インボイス制度が導入されたことにより、具体的にどのような負担が増えたのか、以下より3つ以内で選んで下さい(免税事業者の方は、空欄のまま結構です)。

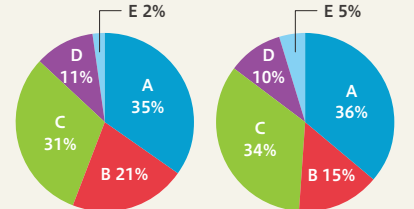
- A 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業
- B 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業
- C インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応
- D 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作
- E 従業員への社内教育・研修
- F 事務負担の増加による人件費の負担増
- G インボイス処理に伴う設備増への負担増
- H 特に問題なく対応できている
- I その他



Q.3 消費税／インボイス制度②

課税事業者の方(現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む)にお聞きします。今後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください(免税事業者の方は、空欄のまま結構です)。

- A これまでと変わらず取引を行う
- B 課税事業者にならないければ取引は難しい
- C 6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後については検討していない
- D 取引をするかしないかについて検討していない
- E その他



<参考>インボイス制度実施後6年間は、①免税事業者からの仕入れについて、仕入税額相当額の一定割合を控除可能とする(令和5年10月からの3年は80%、令和8年10月からの3年は50%の控除が可能)経過措置や、②基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を認める負担軽減措置が設けられています。